令和６年度

令和6年4月1日現在

東京都の 中小企業向け融資制度（東京都中小企業制度融資）のご案内

「東京都中小企業制度融資」とは…

中小企業のみなさまに、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。

- **ＨＴＴ・女性活躍・DX の推進や、テレワーク・育業等への取組のほか、創業・スタートアップ、事業転換、経営の安定化等のニーズに応じた多様な融資メニューをご利用いただけます。**
- **融資と併せて、信用保証料の補助や経営支援などを受けられる融資メニューがあります。**
- **令和６年３月から、信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択できる保証制度が始まっています（資格要件あり）。**

主な新規・拡充内容

○「政策課題対応資金（HTT・女性活躍・DX・育業等）」の創設 **【新設】**

○**ＨＴＴ※・女性活躍※**・DX 推進・イノベーション創出・**テレワーク※・育業/賃上げ関連※**の取組など、対象事業を大幅追加　※は信用保証料補助全事業者2/3

○**「女性活躍推進融資」**の創設：信用保証料：全事業者2/3補助・「働き方改革支援」の利率から▲0.4%優遇 **【新設】**

○**「地域金融機関による脱炭素化支援特例」**の創設：地域の金融機関と連携して脱炭素化に取組む企業への利率優遇（▲0.2%・信用保証料：全事業者2/3補助）**【新設】**

○持続可能な社会の実現に向け、新たな時代を牽引する**スタートアップの創出**や**M&A**による資本戦略を強力に支援 **【新設】**

○**「スタートアップ支援」の創設**：社会的課題を成長のエンジンに転換して先進的な取組を行う創業期等の事業者を強力に支援 **【新設】**

○融資限度額：2億8,000万円　○信用保証料：全事業者2/3補助　○融資期間：15年以内（運転・設備）（据置期間2年以内）

○**「M&A 促進融資」の創設**：売却側・買収側を問わず M&A に必要な資金に対応。事業承継をはじめとする資本戦略までを幅広に支援 **【新設】**

○融資限度額：2億8,000万円　○信用保証料：全事業者2/3補助　○融資期間：15年以内（運転・設備）（据置期間5年以内）

○**経営者保証**を提供しないことを**事業者が選択できる**国の保証制度への対応 **（令和6年3月15日開始）**

○都の全ての制度融資メニューで、一定要件のもとで**事業者が経営者保証を提供しないことを選択できるようになりました**

○信用保証料補助は上乗せ後の保証料に対して適用　○その他の融資条件は従前メニューから変更なし

○国の活用促進策（3年間時限）の都制度融資への導入（メニュー創設）【国の全国統一保証制度】

○国による上乗せ保証料軽減措置（全国統一保証制度）：**「経営者保証非提供促進型（事業一般）」**（上乗せ保証料から▲0.15%を国が補助）

○経営者保証付きのプロパー融資の、都制度融資（経営者保証なし）での借換：**「プロパー借換（経営者保証非提供促進型）」**

○「フェニックス金融支援パッケージ（経営安定融資「改善サポート」）」のリニューアル **【拡充】**

○抜本的な経営改善に対する都の支援（信用保証料：事業者負担分を都が補助）を拡充、令和６年度からは緊急融資の利用がない場合も対象化

○「特別借換」のリニューアル **【拡充】**

○据置期間を半年から１年に延長し、既存の借入がリスケに至る前に早期の資金繰りの建て直しを支援

○「事業再構築・業態転換等支援融資」のリニューアル **【対象拡充・エネルギー要件撤廃（特例化）・名称変更】**

○要件を見直し、事業転換・事業多角化・業態転換に取り組む都内中小企業を幅広く支援（令和５年度までのエネルギー関連の要件を撤廃）

○国の「事業再構築補助金」のつなぎ資金を対象要件化

○信用保証料：全事業者2/3補助　○特例の見直し：エネルギー関連の取組による利用の場合、利率優遇（▲0.2%）

○「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」のリニューアル **【要件拡充・名称変更】**

物価高騰等の影響による業況悪化に対応するため、令和６年度からは売上減少に加えて利益率減少も対象要件に追加（売上・利益率ともに▲10%以上）

○令和５年度「コロナ・ウクライナ・円安等」同様、都の感染症融資（※）の借換にも対応（融資限度額2.8億円の範囲内）※利子補給は引き継がれません

※令和元年度・２年度東京都中小企業制度融資「危機対応融資（コロナのみ）」「感染症対応」「感染症借換」（「感染症全国」は対象外）

○信用保証料：8千万円まで全事業者4/5補助・8千万円超は小規模企業者3/4補助・小規模以外2/3補助

○「伴走支援融資（伴走全国・伴走対応）」の継続（国の時限延長を受け、都においても支援を継続（名称変更））

○信用保証料：「伴走全国（融資限度額１億円）」事業者負担 0.2%～1.6%（国補助）・「伴走対応（同 1.8 億円）」小規模企業者 1/2 補助（都補助）

東京都

このパンフレット掲載の情報は、令和6年4月1日時点のものです

ご利用いただける方

- **東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者又は組合**

（ 保証対象とならない業種　：　農林・漁業、宗教法人等 ）

▶ **中小企業者**とは、以下のいずれかを満たす法人又は個人事業者です。※ 中小企業信用保険法第２条第１項による。

	製造業等	卸売業	小売業	サービス業
① 資本金	3 億円以下	1 億円以下	5,000 万円以下	5,000 万円以下
② 従業員数	300 人以下	100 人以下	50 人以下	100 人以下

このうち、従業員数が製造業等 20 人以下（卸・小売・サービス業は 5 人以下）の事業者等は**小規模企業者**となります。

- 許認可等が必要な業種にあっては、当該許認可等を受けている（又は、受ける）こと。
- 事業税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。
- 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

融資利率

- 融資利率は、融資メニュー、融資期間、責任共有制度の対象・対象外等によって異なります。

（1）責任共有制度対象　：信用リスクの 80%を東京信用保証協会が、20%を金融機関が負担

（2）責任共有制度対象外：信用リスクの全てを東京信用保証協会が負担

- 融資メニューには、固定金利・変動金利を選択できるものがあります。詳細については、ご利用になる取扱指定金融機関にご相談ください。

信用保証料

- 信用保証料とは、東京信用保証協会が債務の保証を行うために、利用者に負担していただく費用です。
- 信用保証料率は、責任共有制度の対象・対象外や経営状況等によって異なります。東京都中小企業制度融資の信用保証料率は、一般的な信用保証料率よりも低く設定されており、さらに、東京都が、信用保証料の一部を東京信用保証協会を通じて補助することで、利用者の負担軽減を図っています。

責任共有制度の対象となる場合

区分（残高を含む合計額）		信用保証料率（年率）
500 万円以下		0.27% ～ 1.19%
1,000 万円以下		0.33% ～ 1.33%
1,000 万円超	有担保	0.35% ～ 1.39%
	無担保	0.45% ～ 1.49%

責任共有制度の対象外となる場合

区分（残高を含む合計額）		信用保証料率（年率）
500 万円以下		0.30% ～ 1.38%
1,000 万円以下		0.37% ～ 1.54%
1,000 万円超	有担保	0.40% ～ 1.62%
	無担保	0.50% ～ 1.72%

※ セーフティーネット保証等の特例保証が適用される場合は0.34%～0.80%、「事業承継経営者保証不要型（専門家の確認を受けた場合）」を利用する場合は0.2%～1.15%、「創業経営者保証不要型」、「企業再生（再生法的整理）」を利用する場合は東京信用保証協会の定めるところによります。

※ なお、経営者保証を提供しないことを選択できる保証制度（令和６年３月15日開始）が適用される場合は、所定の信用保証料率に 0.25%又は 0.45%加えた料率になります。

※ 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類、公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書（写し）のいずれかを提出した場合、信用保証料率が0.1%優遇されます（ただし、個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。）。

保証人・物的担保

【保証人】

必要となる場合があります。ただし、法人代表者を除き連帯保証人は不要です※。

また、組合は、その実情に応じて、代表理事以外の理事を連帯保証人とする場合があります。

※　国の「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証を不要とすることができます（審査あり）。

※　令和６年３月15日から、信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択できる保証制度が始まっています（資格要件あり）。

【物的担保】

既往の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が 8,000 万円以下の場合は、原則として無担保とします。合計が 8,000 万円を超える場合は、物的担保が必要となります。

詳細については、融資ごとに定めます。

主な特例制度

特例メニュー	要　件	優遇内容
「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例	東京都の「『テレワーク東京ルール』実践企業宣言※」を行っているもの ※テレワーク推進リーダーを設置済み表示のあるもののみ	融資利率を 0.4%優遇 保証料補助:全事業者 2/3
脱炭素化促進支援特例	東京都の「中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業」を行い、CO2 排出削減目標を達成しているもの	融資利率を 0.6%優遇
地域金融機関による脱炭素化支援特例	東京都信用金庫協会又は東京都信用組合協会による支援を受けたもの	融資利率を 0.2%優遇
小口支援特例	次のいずれかに該当するもの ・商工会議所・商工会の経営指導を 1 年以内に 6 か月以上複数回受けた ・経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けているもの	融資利率を 0.4%優遇
受注対応特例	確定した受注があり、その受注に対応するための資金を必要とするもの	対応する受注による売上金の入金に応じた一括返済等が可能
創業支援特例	区市町村の認定特定創業支援等事業による支援又は商工団体等による創業支援を受けたもの	融資利率を 0.4%優遇
強化認定革新特例	経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る中小企業診断士に実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けているもの	融資利率を 0.2%優遇
事業承継支援特例	地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会からの支援、東京都中小企業振興公社による事業承継・再生支援事業による支援、または東京都信用金庫協会及び東京都信用組合協会が行う「地域金融機関による事業承継促進事業」による支援を受けたもの	融資利率を 0.2%優遇
省エネルギー推進支援特例	以下のいずれかに該当すること ・「事業再構築・業態転換事業計画書」についてエネルギー対策に係る計画を策定し、当該対策を実施した際の省エネルギー削減効果を記載すること ・「事業再構築補助金」について「グリーン成長枠」の交付決定を受けていること	融資利率を 0.2%優遇

制度融資のしくみ（お申込みの流れ）

- 東京信用保証協会は、利用者が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証することで利用者の信用を補完し、金融機関は、東京都の定めた条件で運転資金や設備資金の融資を行います。
- 東京都は、利用者が東京信用保証協会に支払う信用保証料の補助や、金融機関に対する貸付原資の預託などにより、利用者の負担軽減や円滑な資金調達を図ります。

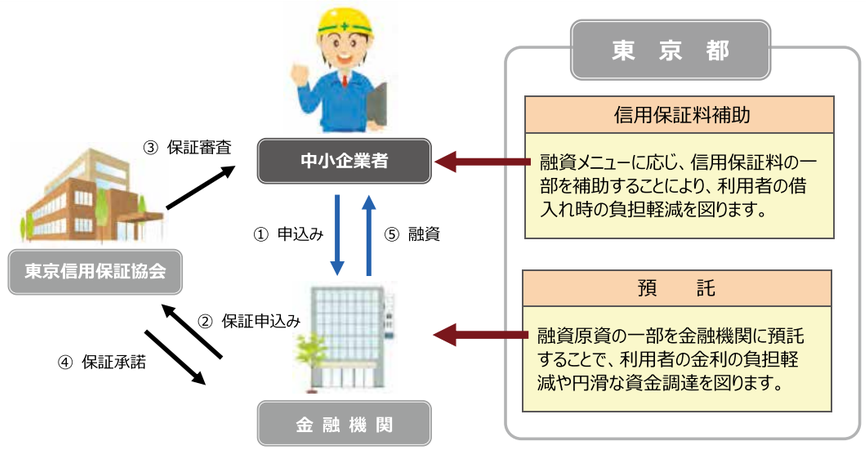

[お申込みの流れ]　※ 融資のお申込み・ご相談先については裏面をご覧ください。

①② 取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口に融資をお申込みください。
東京信用保証協会への保証申込みについても、取扱指定金融機関を通じ、融資申込みと併せて行います。
なお、①融資申込みにおいて必要となる書類の一部は、スプレッドシートソフトウェアの Microsoft® Excel®及び Adobe Acrobat Reader を用いての編集が可能です。以下をご参照ください。
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/syorui/

③④ 東京信用保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。

⑤ 東京信用保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関が融資を実行します。

※このパンフレットは、東京都中小企業制度融資の内容をお知らせするものです。個別の融資については、審査の上で実行するため、ご希望に添えない場合があります。

融資のご相談窓口

融資のお申し込みは、各金融機関の融資窓口で直接行ってください。
（以下の窓口でもご相談を受け付けています。）

東京都	産業労働局金融部金融課　新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側　03（5320）4877				
	島しょ	大島支庁　産業課	04992（2）4431	八丈支庁　産業課	04996（2）1113
		三宅支庁　産業課	04994（2）1312	小笠原支庁　産業課	04998（2）2122

東京信用保証協会（ https://www.cgc-tokyo.or.jp/ ）

八重洲支店（千代田・中央・港・島しょ）	03（6264）1830	上野支店（文京・台東・北）	03（3847）3171
池袋支店（豊島・板橋・練馬）	03（3987）5445	渋谷支店（世田谷・渋谷）	03（5468）0135
五反田支店（品川・目黒）	03（5447）8250	大田支店（大田）	03（5710）3610
錦糸町支店（隅田・江東・江戸川）	03（5608）2011	立川支店（八王子支店担当地域以外の多摩地区）	042（525）6621
新宿支店（新宿・中野・杉並）	03（3344）2251	八王子支店（八王子・町田・日野・多摩・稲城）	042（646）2511
千住支店（足立・荒川・葛飾）	03（3888）7231		

※上記の東京信用保証協会各支店において、創業に関する相談・申込を受け付けています。（創業アシストプラザ）

その他の相談窓口	東京都中小企業団体中央会　03（3542）0386	東京都内の商工会議所・商工会
	（公財）東京都中小企業振興公社　03（3251）7881～2　（城東・城南・多摩各支社でも応じています）	

本パンフレット見開き左ページ「社会課題解決融資」の「ＨＴＴ・ゼロエミッション支援」の対象事業※

- ➤ 地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業
- ➤ 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業
- ➤ ZEV 普及促進事業
- ➤ 燃料電池バス導入促進事業
- ➤ EV バス・EV トラック導入促進事業
- ➤ シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業
- ➤ ZEV トラック早期実装化事業
- ➤ 充電設備普及促進事業
- ➤ 水素ステーション設備等導入促進事業
- ➤ 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業
- ➤ 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業
- ➤ 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業
- ➤ 地産地消型再エネ増強プロジェクト
- ➤ バイオ燃料活用における事業化促進支援事業
- ➤ ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業
- ➤ 環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業
- ➤ 島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業
- ➤ 企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業
- ➤ ZEV 活用による島しょ地域防災力向上事業
- ➤ ビル等への充放電設備 (V2B) 導入促進事業
- ➤ グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業
- ➤ 燃料電池フォークリフト実装支援事業
- ➤ 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業
- ➤ 中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業
- ➤ HTT 取組推進宣言企業
- ➤ 運輸・物流分野における脱炭素化支援事業
- ➤ 中堅・中小企業のサプライチェーンにおける脱炭素化促進支援事業
- ➤ 企業の Scope 3 対応に向けた航空貨物輸送での SAF 活用促進事業
- ➤ 環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化支援事業
- ➤ 中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業
- ➤ 中小規模事業所向け廃熱有効利用設備導入支援事業
- ➤ 再エネ電源都外調達事業（都外 PPA）
- ➤ 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業
- ➤ 蓄熱槽等を活用したエネルギーマネジメント推進事業
- ➤ 蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用したアグリゲーションビジネス支援事業
- ➤ 燃料電池トラック実装支援事業
- ➤ 空港等における FC モビリティ早期実装化支援事業
- ➤ 水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業
- ➤ 観光事業者による環境対策促進事業

本パンフレット見開き右ページ「創業融資」の「スタートアップ支援」の対象事業※

- ➤ X-HUB TOKYO（スタートアップ・グローバル交流 HUB 事業）
- ➤ 社会課題解決型スタートアップ支援事業
- ➤ 先端医療機器アクセラレーションプロジェクト（AMDAP）
- ➤ TOKYO 戦略的イノベーション促進事業
- ➤ スタートアップ知的財産支援事業
- ➤ 女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業
- ➤ 女性ベンチャー成長促進事業（APT　Women）
- ➤ ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業
- ➤ 未来を拓くイノベーション TOKYO プロジェクト
- ➤ 多様な主体によるスタートアップ支援展開事業（TOKYO SUTEAM）
- ➤ スタートアップ社会実装促進事業
- ➤ スタートアップによる島しょ振興促進事業
- ➤ 多摩ものづくりスタートアップ起業家育成事業
- ➤ スタートアップ海外進出支援事業
- ➤ 開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業（GlobalXpander Tokyo）
- ➤ スタートアップ総合支援拠点の運営（NEXs Tokyo）
- ➤ TOKYO STARTUP GATEWAY
- ➤ 行政課題解決型スタートアップ支援事業(UPGRADE with TOKYO)
- ➤ 連携促進型オープンイノベーションプラットフォーム事業
- ➤ 東京ベイ eSG プロジェクト
- ➤ スマート東京の実現に向けたスマートサービスの実装促進事業
- ➤ キングサーモンプロジェクト
- ➤ 現場対話型スタートアップ協働プロジェクト
- ➤ スタートアップによる事業提案制度
- ➤ スタートアップ・エコシステム　東京コンソーシアム
- ➤ Tokyo Innovation Base
- ➤ SusHi Tech Tokyo Global Startup Program（旧 City-Tech Tokyo）
- ➤ 東京金融賞（金融イノベーション部門）

※対象事業は追加される場合があります。下の QR コードからご確認いただけます。

お問い合わせ先　東京都産業労働局金融部金融課
〒 163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎19 階北側
電話 03-5320-4877

東京都 制度融資　検索

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/

※ 融資のお申し込みは、各金融機関の融資窓口で直接行ってください。

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
印刷物規格表　第４類
印刷番号（５）８４

テレワークに関する情報なら TOKYO テレワークアプリ! 無料

令和６年度　東京都中小企業制度融資　メニュー一覧

R6：令和６年度の主な新設・拡充

令和6年4月1日現在

政策課題対応資金メニュー

○ 都が2030年に向けて取り組むべき政策課題に対応した融資メニュー　※対象事業は追加される場合があります。裏表紙下のQRコードからご確認いただけます。

こんな方におススメ	融資メニュー		融資対象	融資限度額 （ ）内は組合	融資期間※1 （ ）内は据置期間 運転資金・設備資金	融資利率※2	信用保証料補助
革新的な製品・サービス等の事業化に取り組む方	DX・イノベ・産業育成支援融資	R6 DX・イノベ・産業育成支援融資	次の事業等を利用又は受講完了している中小企業者・組合の方 ➤ 未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト ➤ デジタル技術を活用した先進的サービス創出支援事業 ➤ ものづくりイノベーション企業創出道場(売れる製品開発道場) ➤ 成長産業分野の海外展示会出展支援事業 ➤ DX推進支援事業 ➤ 先端技術を活用した社会課題解決促進事業 ➤ 医療機器産業参入促進助成事業 ➤ 「新しい日常」対応型サービス創出支援事業 ➤ 海外オンライン展示会等出展支援 ➤ 越境EC出品支援 ➤ 生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業 ➤ 中小企業デジタルツール導入促進支援事業 ➤ ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業 ➤ 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業 ➤ GEMStartup TOKYO（新事業創出プロジェクト事業） ➤ TOKYO Re:STARTER(リスタートアントレプレナー支援事業) ➤ TOKYO戦略的イノベーション促進事業 ➤ ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業 ➤ ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業 ➤ 中小企業SDGs経営推進事業 ➤ TOKYO地域資源等を活用したイノベーション創出事業 ➤ 販路開拓におけるDXサポート事業 ➤ 企業変革に向けたDX推進支援事業 ➤ スタートアップを活用したリスキリングによる中小企業デジタル化支援 ➤ 都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業 ➤ ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業 ➤ 社会課題参画による多様イノベーション創出事業 ➤ 5Gによる製造工場のDX・GX推進事業 ➤ 介護現場のニーズに対応した製品開発支援事業 ➤ デジタルツール導入促進緊急支援事業 ➤ デジタル技術活用推進緊急支援事業 ➤ スタートアップ複合支援拠点の運営（NEXs Tokyo） ➤ 観光事業者のデジタル化促進事業 ➤ 観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業 ➤ 宿泊施設デジタルシフト応援事業 ➤ 旅行事業者デジタルツール導入支援事業 ➤ DX人材リスキリング支援事業 ➤ キングサーモンプロジェクト	2億8,000万円 （4億8,000万円）	15年以内 （2年以内）	1.7%以内 ~2.2%以内	小規模企業者 1/2
女性活躍に向けた職場環境整備等に取り組む方	女性活躍推進融資	R6 女性活躍推進	次の事業に取り組んでいる中小企業者・組合の方 ➤ 家庭と仕事の両立支援推進企業 ➤ TOKYOパパ育業促進企業 ➤ 働きやすい職場環境づくり推進奨励金 ➤ ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業 ➤ 働くパパママ育業応援奨励金（ママコース・パパコース） ➤ 働くパパママ育業応援奨励金（パパと協力！ママコース） ➤ 働くパパママ育業応援奨励金（もっとパパコース） ➤ 育業中スキルアップ支援事業 ➤ 男性育業推進リーダー事業 ➤ 育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進事業 ➤ 女性活躍の推進に向けた雇用環境整備促進事業 ➤ 雇用環境整備推進に関する課題解決促進事業 ➤ 働く人のチャイルドプランサポート事業 ➤ 働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業 ➤ 働く女性応援事業 ➤ 働く女性のウェルネス向上事業 ➤ 介護休業取得応援事業 ➤ 女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業 ➤ 女性ベンチャー成長促進事業（APT Women） ➤ 女性の活躍推進企業データベースへの登録	2億8,000万円 （4億8,000万円）	15年以内 （2年以内）	1.3%以内 ~1.8%以内	全事業者 2/3
働き方改革に向けた職場環境整備等に取り組む方	社会課題解決融資	R6 働き方改革支援 ［「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例※3］	次の事業に取り組んでいる中小企業者・組合の方 ➤ テレワーク導入ハンズオン支援事業 ➤ テレワーク定着への課題解決アドバンス事業 ➤ テレワーク促進事業（テレワーク活用・働く女性応援助成金(テレワーク活用推進コース)、テレワーク定着促進助成金を含む） ➤ テレワーク定着強化事業 ➤ サテライトオフィス利用応援事業 ➤ 正規雇用等転換安定化支援助成金 ➤ 魅力ある職場づくり推進奨励金 ➤ 中小企業の従業員処遇改善応援事業 ➤ 東京の未来の働き方推進事業★ ➤ 時差Biz★ （★→ 信用保証料1/2）	2億8,000万円 （4億8,000万円）	15年以内 （2年以内）	1.7%以内 ~2.2%以内 （特例　上記より0.4%優遇）	全事業者 2/3 ただし、★は1/2
認定NPO法人の方、東京都のソーシャルファームに関する認証を取得している方	社会課題解決融資	ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	次のいずれかの事業を利用している（要件を満たし、申請等を行っている）中小企業者又は組合 ➤ 認定NPO法人、特例認定NPO法人の認定を取得している ➤ 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」第11条第1項に規定するソーシャルファームの認証又は予備認証を取得している	2億8,000万円 （4億8,000万円）	15年以内 （2年以内）	1.7%以内 ~2.2%以内 （特例　上記より0.6%又は0.2%優遇）	全事業者 1/2
省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用、ZEVの導入など、HTT/ゼロエミッション化に取り組む方	社会課題解決融資	R6 HTT・ゼロエミッション支援 ［脱炭素化促進支援特例※3］ ［地域金融機関による脱炭素化支援特例※3］	次の事業等を利用している又は認定を取得している中小企業者・組合の方　※その他の対象は裏表紙に記載 ➤ 地球温暖化対策報告書制度 ➤ LED照明等節電促進助成金 ➤ ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業 ➤ 原油価格高騰等対策支援事業 ➤ 原油価格高騰等に伴う経営基盤安定化緊急対策事業 ➤ 新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業 ➤ ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業（製品開発助成） ➤ ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業（販路拡大助成） ➤ 製造現場における原油価格高騰等緊急対策事業 ➤ 中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業 ➤ オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定支援事業	2億8,000万円 （4億8,000万円）	15年以内 （2年以内）	1.7%以内 ~2.2%以内 （特例　上記より0.6%又は0.2%優遇）	全事業者 2/3
自然災害等に備えるため、BCPを策定する方やサイバーセキュリティ対策に取り組む方	社会課題解決融資	BCP・サイバーセキュリティ対策支援	次の事業等を利用、策定又は認定している中小企業者・組合の方 ➤ BCP実践促進助成金 ➤ 東京都BCP策定支援事業 ➤ サイバーセキュリティ対策促進助成金 ➤ SECURITY ACTION ➤ 中小企業サイバーセキュリティ普及啓発事業（フォローアップ事業・啓発事業） ➤ 中小企業サイバーセキュリティ基本対策事業 ➤ 中小企業サイバーセキュリティ社内体制整備事業 ➤ 中小企業サイバーセキュリティ特別支援事業 ➤ 観光事業者の災害対応力強化事業	2億8,000万円 （4億8,000万円）	15年以内 （2年以内）	1.7%以内 ~2.2%以内 （特例　上記より0.6%又は0.2%優遇）	小規模企業者 1/2
金融機関による独自の支援を受けたい方	金融機関提案融資	金融機関提案	中小企業が直面する課題や都の政策課題の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用し、支援する中小企業者又は組合	2億8,000万円 （4億8,000万円）	金融機関所定	金融機関所定	全事業者 0.2%相当分

社会経済情勢特別対応メニュー

こんな方におススメ	融資メニュー		融資対象	融資限度額 （ ）内は組合	融資期間※1 （ ）内は据置期間 運転資金・設備資金	融資利率※2	信用保証料補助
様々な経営悪化要因により、事業活動に影響を受けている方	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資	R6 エネルギー・ウクライナ・円安等	ア及びイ又はウ及びエに該当する中小企業者又は組合 ア「借換対象コロナ融資※」の融資残高がある。 イ 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 ウ ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー価格の高騰等を背景として、事業活動に影響を受けていること。 エ ①～③のいずれかに該当すること ①「最近３か月間の売上実績」又は「今後３か月間の売上見込」が前年同期と比較して、10%以上減少していること。 ②「最近１か月間の売上総利益率」が前年同期と比較して10%以上減少していること。 ③「最近１か月間の売上高営業利益率」が前年同期と比較して10%以上減少していること。 ※「借換対象コロナ融資」 令和元年度の危機対応融資（コロナ）、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 令和２年度の危機対応融資（コロナ）、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 （令和３年３月31日までに保証申込受付、令和３年５月31日までに融資実行されているもの）	2億8,000万円 （4億8,000万円）	15年以内 （5年以内）	1.7%以内 ~2.4%以内 1.5%以内 ~2.2%以内*	全事業者 5分の4又は3分の2 （小規模企業者は5分の4又は4分の3）
	伴走支援融資	伴走全国 （国の全国統一保証制度）	次のいずれにも該当する中小企業者又は組合 ➤ 経営行動計画書を策定していること。 ➤ アからカのいずれかに該当すること。 ア　セーフティネット保証４号の認定の取得 イ　セーフティネット保証５号の認定の取得 ウ　最近１か月間の売上高が前年同月に比して5%以上減少していること。 エ　最近１か月間の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 オ　最近１か月間の売上高営業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 カ　激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。 伴走対応の場合、伴走対応申込み時点で既に伴走金融等の利用残高がある（本件と同時に融資実行する場合を含む。）こと。	1億円 （1億円）	10年以内 （5年以内）	1.7%以内 ~2.2%以内 1.5%以内 ~2.0%以内*	全事業者に対し、事業者負担が0.2～1.6%になるよう国が補助
	伴走支援融資	伴走対応	（同上）	1億8,000万円 （3億8,000万円）	10年以内 （5年以内）	1.7%以内 ~2.2%以内 1.5%以内 ~2.0%以内*	小規模企業者 1/2

※1 据置期間を含みます。　※2 融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率（＊）のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。　※3 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。

令和６年度　東京都中小企業制度融資 メニュー一覧

R6：令和６年度の主な新設・拡充

令和6年4月1日現在

こんな方におススメ	主な資金使途	融資メニュー		融　資　対　象	融資限度額（　）内は組合	融資期間※1（　）内は据置期間 運転資金	融資期間※1（　）内は据置期間 設備資金	融 資 利 率※2	信用保証料補助
事業運営全般の資金を調達したい方 ／ 中小企業者・フリーランスの方（従業員数が製造業等 20 人以下 卸・小売・サービス業は５人以下）	事業運営に必要な運転資金・設備資金	小規模事業融資	小口フリーランス〔小口支援特例※3〕	全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者（【国の全国統一保証制度】に対応）	2,000万円（同）	7年以内（1年以内）	10年以内（1年以内）	1.9%以内～2.5%以内*〔特例　上記より0.4%優遇〕	全事業者 1/2
	代金回収までのつなぎの運転資金		クイックつなぎ（小口）	東京都中小企業制度融資等を利用していて、原則、1年以上にわたり約定どおり返済している小規模企業者（【国の全国統一保証制度】に対応）	300万円（同）	2年以内	—	1.9%以内*	
中小企業者全般	事業運営に必要な運転資金・設備資金	一般事業融資	事業一般・小規模特別〔受注対応特例※3〕	中小企業者又は組合	2億8,000万円（4億8,000万円）	7年以内（6か月以内）〔特例　2年以内〕	10年以内（6か月以内）	金融機関所定	—
			経営者保証非提供促進型 R6（事業一般）	国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱（都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む）」の要件を満たすこと。	8,000万円	10年以内（1年以内）			全事業者に対し、0.15%国が補助（R6）
			R6 プロパー借換（経営者保証非提供促進型）（事業一般）	国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱（都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む）」の要件を満たすこと。	2億8,000万円（4億8,000万円）	10年以内（1年以内）	—		—
	代金回収までのつなぎの運転資金		クイックつなぎ（事業一般）	東京都中小企業制度融資等を利用していて、原則、1年以上にわたり約定どおり返済している中小企業者又は組合	500万円（同）	2年以内	—		
	補助金等が交付されるまでのつなぎ資金		R6 補助金・助成金つなぎ	東京都、都内の区市町村、国及び独立行政法人・国立研究開発法人（例：独立行政法人中小企業基盤整備機構　等）、都の政策連携団体・事業協力団体・都が設立した地方独立行政法人（例：公益財団法人東京都中小企業振興公社　等）が所管（これからの委託された機関を含む）する補助金・助成金の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合	1億円（2億円）	10年以内		1.7%以内～2.2%以内	
創業前後の方	創業前後に必要な運転資金・設備資金	創業融資	創業〔創業支援特例※3〕	(1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの (2) 創業した日から5年未満である中小企業者又は組合 (3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の中小企業者	3,500万円（同）	7年以内（1年以内）	10年以内（1年以内）	1.7%以内～2.2%以内 1.5%以内～2.0%以内*〔創業支援特例は上記より0.4%優遇〕	全事業者 2/3
			【創業経営者保証不要型】国の「スタートアップ創出促進保証制度」の要件を満たすもの		3,500万円	10年以内（1年以内又は3年以内）		1.5%以内～2.0%以内	
			R6 スタートアップ支援	裏表紙記載のいずれかの事業を利用している（要件を満たし、申請等を行っている）中小企業者又は組合	2億8,000万円（4億8,000万円）	15年以内（2年以内）		1.7%以内～2.2%以内	
成長発展を目指すための資金を調達したい方 ／ 販路開拓を検討している方 ／ 海外展開を検討している方 ／ 国内で受注拡大を目指している方	事業運営に必要な運転資金・設備資金 受注した代金を引き当てとした運転資金	販路開拓融資	海外展開支援	日本貿易振興機構等の支援又は自らの取組により、海外展開事業計画を策定し、実行に取り組む中小企業	2億8,000万円（4億8,000万円）	10年以内（2年以内）		1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2
			ビジネスチャンス・ナビ	【ビジネスチャンス・ナビA型】「ビジネスチャンス・ナビ」にユーザー登録している中小企業者又は組合	2,000万円（同）	10年以内（2年以内）			—
				【ビジネスチャンス・ナビB型】「ビジネスチャンス・ナビ」にユーザー登録し、かつ掲載された入札・調達案件を受注した中小企業者又は組合	2億8,000万円（4億8,000万円）	5年以内	—	1.7%以内～1.8%以内	
設備投資を検討している方 ／ 機械設備の投資を検討している方	設備投資に必要な資金	設備融資	設備投資・企業立地促進	【設備投資】事業の実施に必要な設備の導入、増強、改良、補修等、又は建物の改修、建替等を行う中小企業者	2億8,000万円	15年以内（2年以内）		1.7%以内～2.4%以内	全事業者 2/3
工場・事務所の新設、増設を検討している方	工場・事務所・店舗の新設・移転等に必要な資金			【企業立地促進】引き続き1年以上同一事業を営んでおり、都内で工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者					
事業計画を策定し、実行する方 ／ 中小企業等経営強化法の認定を受けた方	事業計画実施に必要な運転資金・設備資金	経営強化融資	経営強化〔強化認定革新特例※3〕	【強化認定】中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	1億円（2億円）	10年以内（2年以内）		1.7%以内～2.2%以内〔特例　上記より0.4%優遇〕	小規模企業者 1/2
事業承継前後の方	事業承継前後に必要な運転資金・設備資金	事業承継融資	事業承継〔事業承継支援特例※3〕	【事業承継一般】 (1) 10年以内に事業承継を予定している又は事業承継後5年未満の中小企業者又は組合 (2) 事業承継に伴い、経営承継円滑化法の認定を受けている中小企業者	2億8,000万円（4億8,000万円）	10年以内（2年以内）		1.7%以内～2.2%以内〔特例　上記より0.2%優遇〕	全事業者 2/3
				【事業承継経営者保証不要型】（【国の全国統一保証制度】に対応） 3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有している又は令和2年1月から令和7年3月までに事業承継を実施し、承継後3年未満の一定の財務要件等を満たした中小企業者又は組合		10年以内（1年以内）			全事業者 2/3又は0.2%
				【事業承継個人融資型】事業承継を予定している又は既に実施した個人で、経営承継円滑化法の認定を受けた方	2億8,000万円	15年以内（2年以内）		1.7%以内～2.4%以内〔特例　上記より0.2%優遇〕	全事業者 2/3
			【M&A促進支援】R6 M&Aに取り組む中小企業者（売却・買収は問わない。ただし、売却側で廃業を前提としている場合は含まない）		2億8,000万円（4億8,000万円）	15年以内（5年以内）		1.7%以内～2.2%以内	全事業者 2/3
経営の安定化に必要な資金を調達したい方 ／ 災害等の影響を受けている方 ／ 区市町村等の認定を受けている方 ／ 区市町村等の認定を受けていない方	事業運営に必要な運転資金・設備資金	経営安定融資	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合 (①大型倒産企業の債権等保有、②取引先企業のリストラ、③事故等災害、④自然災害、⑤業況悪化業種（売上減少等）、⑥取引先金融機関の破綻　等）	2億8,000万円（4億8,000万円）	10年以内（2年以内）		1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2
			経営一般	災害、経済危機等の外部環境の変化に伴い、事業活動に影響を受けている中小企業者又は組合（①最近3か月間の売上が前年同期比5%以上減少又は減少見込、②最近3か月間の売上が令和2年1月以前の直近同期比5%以上減少又は減少見込、③原油価格高騰により、仕入価格20%以上上昇、④金融機関総借入10%以上減少、⑤倒産等企業の債権保有、⑥災害の影響を受けている、⑦東京都知事が指定するもの（アスベスト対策）））	1億円（2億円）				
経営改善・再生計画を策定している方	経営改善・再生計画実施に必要な運転資金・設備資金		経営改善	【改善支援】経営支援機関等による支援を受け、自ら改善計画を策定・実行しようとする中小企業者又は組合	2億8,000万円（4億8,000万円）				
				【フェニックス金融支援パッケージ】R6 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画等に従って事業再生を行う中小企業者又は組合（【国の全国統一保証制度】に対応）		15年以内（5年以内）		1.7%以内～2.4%以内	事業者負担無し
保証付融資の返済額の見直し等を実施したい方	既往の保証付融資等の返済のための運転資金	借換融資	R6 特別借換	事業計画を策定し、保証付融資を借り換えることで、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む中小企業者又は組合	既往の保証付融資残高及び事業計画の実施に必要な資金の範囲内	10年以内（1年以内）	—	金融機関所定	小規模企業者 1/2
社会の変化に柔軟に適合し、業況回復を目指す方	事業再構築や事業多角化、業態転換に必要な運転資金・設備資金	事業再構築・業態転換等支援融資	R6 事業再構築・業態転換〔省エネルギー推進支援特例※3〕	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 事業転換や事業多角化、デリバリー対応などの業態転換に取り組むこと (2) 事業再構築補助金の交付決定通知を受けていること	2億8,000万円（4億8,000万円）	15年以内（5年以内）		1.7%以内～2.2%以内〔特例　上記より0.2%優遇〕	全事業者 2/3

このほか、一般事業融資（極度枠設定、組合向け）、チャレンジ融資、再生支援融資、災害復旧資金融資等を実施しています。

※1 据置期間を含みます。　※2 融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率（＊）のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。　※3 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。